

新型コロナウイルス感染症対策区民協働事業（地域力応援基金助成金）募集要領

1 目的

区では、新型コロナウイルス禍の中で区民生活の支援など地域貢献する区民活動団体への支援を図るため、新型コロナウイルス感染症対策区民協働事業（地域力応援基金助成金）交付要綱（令和2年9月30日付け2地地発第11978号区長決定。以下「要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策区民協働事業を実施する。

なお、この助成事業は、地域が区民活動を自ら支える発想のもと「地域力応援基金」を活用する。

2 助成対象団体

大田区区民協働推進条例第2条第4号に規定する区民活動団体で、令和2年4月1日現在において規約・定款等を定め活動を行っている団体とする。

さらに、以下の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 他の助成制度から申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で助成を受けていない、及び受ける予定がない。
- (2) 同一団体が複数の事業について申請していない。
- (3) 他の地域力応援基金助成事業において交付決定の取消しを受けていない、又は取消しを受けた団体と同一の団体とみなされない。

3 助成対象事業

区民を対象とし、公益性が認められ、地域貢献につながり、広く地域に開かれた非営利事業で、次の要件を満たす活動。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている区民生活の向上に寄与すると認められる下記のいずれかの活動
 - ア 感染拡大抑止につながる意識向上を図る啓発活動
 - イ 区民生活を支援する活動
- (2) 申請時において事業が終了している、又は経費を含み事業の計画が確定している活動

4 助成対象期間

令和2年5月8日から令和3年3月31日までの間で実施し、終了するものとする。

5 助成金額

- (1) 地域とともに活動する**地縁活動**は、1団体あたり上限10万円まで
- (2) 特定の課題に取り組む**テーマ型活動**は、1団体あたり上限5万円まで

6 助成対象経費

新型コロナウイルス感染拡大防止の啓発又は感染対策に要す別表1に掲げるものとする

7 申請書の入手方法

大田区役所6階地域力推進課、区民活動支援施設大森・蒲田など窓口にて配布。

大田区ホームページ、区民活動情報サイト等に掲載。

8 申請方法

- (1) 申請時において事業が終了している活動
 - ア 提出書類
事業報告書、領収書、団体の規約・定款等、終了した事業のチラシなど、
 - イ 上記書類を申請期間内に提出
- (2) 申請時において、事業が未了ではあるが、経費を含み事業の計画が確定している活動
 - ア 申請時の提出書類

- 事業計画書、支払金額を確認できる書類、事業の告知チラシ等（あれば）、
 団体の規約・定款等
- イ 上記書類を申請期間内に提出
 ウ 事業終了後、事業報告書、領収書、終了した事業のチラシなどを提出

9 申請期間

令和2年11月2日（月）から12月15日（火）17時までとする。

10 交付決定

申請書及び添付書類を確認のうえ、地域力推進部長が決定する。

※12月15日の受付終了後、申請内容を審査し、事業の完了・未完了を問わず交付決定する。

なお、交付決定時に未完了の事業については、事業が完了した際に事業報告書を提出してもらい、完了時の内容をもって交付確定額を決定する。

11 その他

申請事業内容、助成金の対象経費の変更及び中止については区と協議の上決定すること。

別表第1

費目	内容
謝礼	①感染防止啓発を図る講演の実施などにおける外部講師へ謝礼（区の研修基準に準ずる） ②啓発事業における団体外部協力者に対する謝礼 （事業実施当日及び準備に限り、1日2,000円を上限）
消耗品費	①新型コロナウイルス感染拡大防止啓発に要すコピー用紙などの消耗品購入費 ②新型コロナウイルス感染対策に必要なアルコール消毒液などの消耗品購入費
印刷製本費	新型コロナウイルス感染拡大防止啓発用チラシ、ポスターなどの印刷費
使用料	新型コロナウイルス感染拡大防止啓発用会場使用料やリース機器等の賃借料